

G 7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、G 7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、令和5年に本県で開催されるG 7 宮崎農業大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向け、全県を挙げて支援及び協力を行うとともに、本県が有する農や豊かな食によるおもてなしを通して、本県の魅力を国内外に広く発信することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入に向けた準備の推進に関すること。
- (2) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 大臣会合に関連した広報・啓発等に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業。

(組織)

第4条 協議会は、別表第1の委員をもって構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 協議会の役員は、別表第2のとおりとし、会長が必要と認める場合においては、第11条に規定する協議会の常任委員会（以下「常任委員会」という。）の承認を得て、新たに委員及び役員（以下「役員等」という。）を任命することができるものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第2項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、協議会の財務を監査する。

(顧問)

第7条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、別表第3のとおりとし、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

(任期)

第8条 役員等の任期は、協議会が解散するまでとする。ただし、役員等が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の役職を離れた場合は、その役員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、役員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、第5条第2項及び前2項の規定により役員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(報酬)

第9条 役員等及び顧問の報酬は、無報酬とする。

(総会)

第10条 協議会の総会（以下「総会」という。）は、委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告並びに予算及び決算に関すること。
 - (3) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める事項に関すること。
- 3 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により委員に可否を求め、議決に代えることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員（以下「常任委員等」という。）をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他協議会の目的を達成するために会長が必要と認める事項に関すること。
- 3 常任委員会の議事は、出席常任委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前各項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めるときは、審議すべき事項について、書面により常任委員等に可否を求め、議決に代えることができる。
- 5 会長が必要と認めるときは、常任委員等以外の者に常任委員会への出席を求めることができる。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽微なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告するものとする。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、宮崎県庁に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第14条 協議会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計期間は、予算の成立の日始まり、決算報告の承認の日をもって終了する。

- 3 協議会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(解散)

第15条 協議会は、事業の目的を達成したとき、総会の議決を経て解散する。

- 2 協議会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和4年10月24日から施行する。
(この規約の失効)
- 2 この規約は、協議会が解散した日に、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

構成員(委員)	所 属	職
(行政)	宮崎県	知事
	宮崎市	市長
(議会)	宮崎県議会	議長
	宮崎市議会	議長
(その他行政関係)	宮崎県教育委員会	教育長
	宮崎県警察本部	本部長
	宮崎市教育委員会	教育長
	宮崎県市長会	会長
	宮崎県町村会	会長
	宮崎県農業協同組合中央会	代表理事会長
(農林水産業)	宮崎県経済農業協同組合連合会	代表理事会長
	宮崎県農業共済組合	組合長理事
	宮崎中央農業協同組合	代表理事組合長
	宮崎県土地改良事業団体連合会	会長
	宮崎県漁業協同組合連合会	代表理事会長
	宮崎県森林組合連合会	代表理事会長
	一般社団法人宮崎県農業会議	会長
	一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会	会長
	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	会頭
	宮崎県商工会連合会	会長
	宮崎県中小企業団体中央会	会長
(商工観光)	宮崎商工会議所	会頭
	宮崎県経営者協会	会長
	一般社団法人宮崎県銀行協会	会長
	公益社団法人宮崎県物産貿易振興センター	理事長
	宮崎県食品産業協議会	会長
	宮崎県酒造組合	会長
	公益財団法人宮崎県観光協会	会長
	公益社団法人宮崎市観光協会	会長
	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	理事長
	公益社団法人宮崎県食品衛生協会	会長
	宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合	理事長
	フェニックスリゾート株式会社	代表取締役社長
	公益財団法人宮崎県国際交流協会	会長
	宮崎市国際交流協会	会長
(国際交流)	宮崎県市町村教育委員会連合会	会長
	公益財団法人宮崎県私学振興会	理事長
	高等教育コンソーシアム宮崎	会長
(教育)	一般社団法人宮崎県バス協会	会長
	一般社団法人宮崎県タクシー協会	会長
	宮崎県道路公社	理事長
	西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所	所長
	宮崎空港ビル株式会社	代表取締役社長
(交通)	公益社団法人宮崎県医師会	会長
	一般社団法人宮崎県歯科医師会	会長
	一般社団法人宮崎県薬剤師会	会長
	公益社団法人宮崎県看護協会	会長
	宮崎県消防長会	会長
	株式会社宮崎日日新聞社	代表取締役社長
(医療・消防)	日本放送協会宮崎放送局	局長
	株式会社宮崎放送	代表取締役社長
	株式会社テレビ宮崎	代表取締役社長
	宮崎ケーブルテレビ株式会社	代表取締役社長
	株式会社エフエム宮崎	代表取締役社長
	(報道)	

別表第2(第5条関係)

役員	所属	職
会長	宮崎県	知事
副会長	宮崎市	市長
副会長	宮崎県議会	議長
副会長	宮崎市議会	議長
常任委員	宮崎県農業協同組合中央会	代表理事会長
常任委員	宮崎県経済農業協同組合連合会	代表理事会長
常任委員	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	会頭
常任委員	公益財団法人宮崎県観光協会	会長
常任委員	株式会社宮崎日日新聞社	代表取締役社長
監事	宮崎県町村会	会長
監事	一般社団法人宮崎県銀行協会	会長

別表第3(第7条関係)

顧問	衆議院議員	渡辺 創
顧問	衆議院議員	江藤 拓
顧問	衆議院議員	古川 禎久
顧問	衆議院議員	武井 俊輔
顧問	衆議院議員	長友 慎治
顧問	参議院議員	松下 新平
顧問	参議院議員	長峯 誠